平成２５年（フ）第２０９号
埼玉県熊谷市石原1383番地９、住民票上の住所埼玉県熊谷市妻沼1209番地１
債務者　三澤　秀昭
１　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白石　悟史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年２月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第１５４号
富山県射水市八幡町２丁目10番18号
債務者　松本勢津子
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　片岡　長司
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月６日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成26年２月５日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第８号
北海道磯谷郡蘭越町字大谷357番地１
債務者　山下　久斗
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大沼　邦匡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月14日午前11時20分
５　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２５年（フ）第２００５号
横浜市栄区長尾台町169番地11　セゾン長尾台２階
債務者　中山　晃成
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井　遥二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月10日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１３号
兵庫県西宮市甲子園春風町３番21号
債務者　太田酒店こと　太田　忠志
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　祥子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４１１号
金沢市本江町４番12号、従前の住所金沢市二口町イ25番地１
債務者　西川　浩司
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠山美智子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月19日午前11時
５　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６４号
佐賀県佐賀市赤松町12番27号、申立時の住所佐賀県佐賀市水ヶ江１丁目２番14号
債務者　野田青果こと　野田　定男
１　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東島　浩幸
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月13日午後１時45分
５　免責意見申述期間　平成26年２月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１２０号
北海道北広島市希望ヶ丘２丁目１番地33
債務者　佐々木泰子
１　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　香川　志野
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月24日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５１号
富山県高岡市上渡170番地　立野市営住宅Ａ棟103号
債務者　竹内みな子
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　本多　利光
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月20日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成26年２月19日まで
富山地方裁判所高岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７７号
新潟県上越市大和１丁目４番20号
債務者　宮崎　幸江
１　決定年月日時　平成25年11月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１１０号
富山県射水市片口813番地　シューネスハイムⅡ102
債務者　飛田　和美
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第３７７号
金沢市野町２丁目２番22号　フォーブル黒梅208号、従前の住所金沢市西金沢３丁目618番地
債務者　岩本　　晃
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３７８号
金沢市上荒屋７丁目８番地２、従前の住所金沢市駅西新町３丁目９番16号
債務者　酒井　晋也
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第３３７号
岐阜市福光東３丁目３番20―106号　ロイヤル福光
債務者　三島　佳子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３８号
岐阜市福光東３丁目３番20―106号　ロイヤル福光
債務者　三島　冴子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
岐阜県多治見市笠原町1676番地の８
債務者　甲斐　勇子
１　決定年月日時　平成25年11月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３５８号
静岡県田方郡函南町平井842番地の１　レジデンス平井Ｂ202
債務者　郷原　　努
１　決定年月日時　平成25年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係